

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 令和5年12月5日 | 参考資料 1 |
| 第1回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 | |

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の現状に関する 参考資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

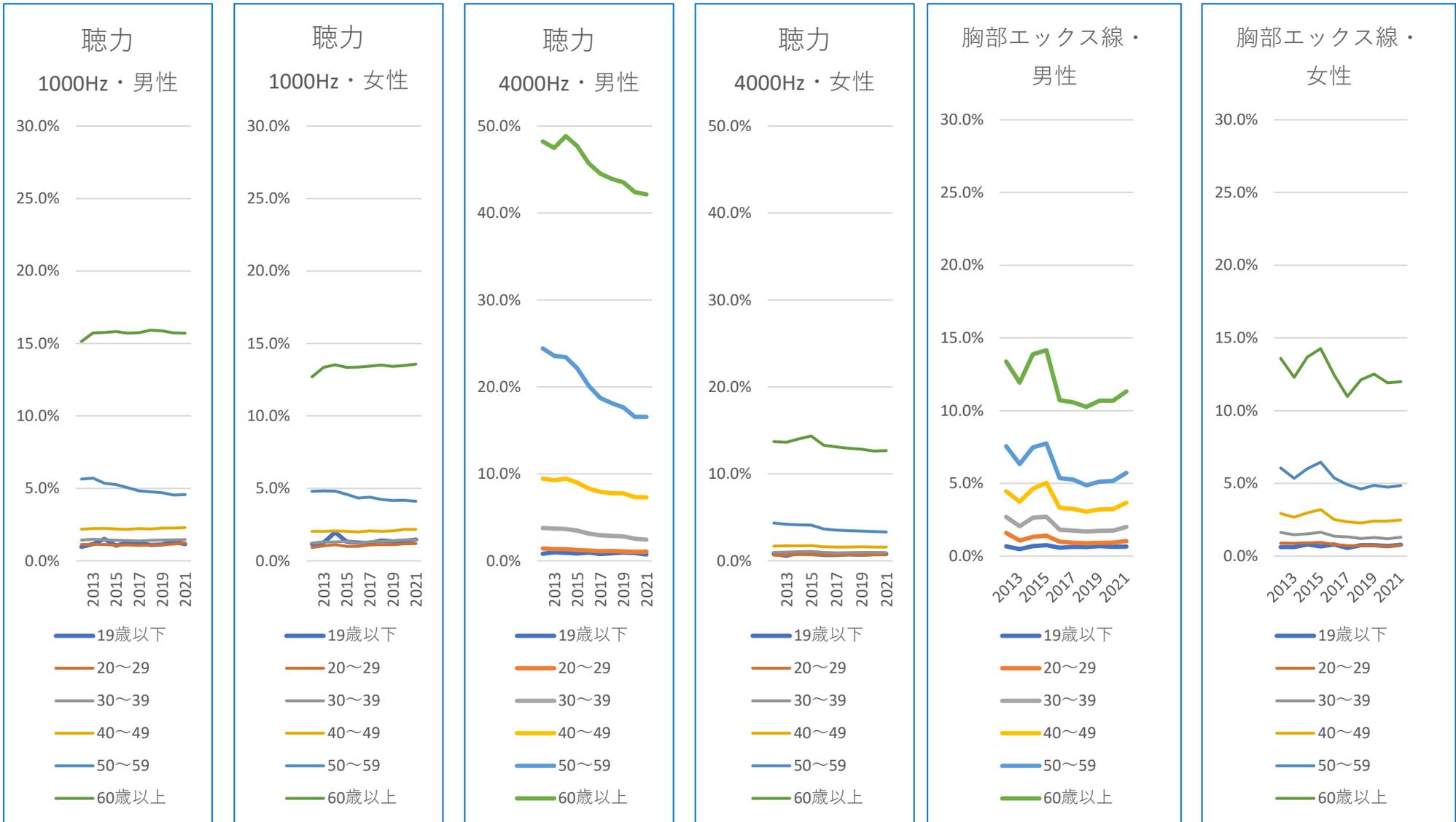
労働安全衛生法に基づく健診制度

| 健康診断の種類 | 対象となる労働者 | 実施時期 |
|-------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 雇入れ時の健康診断（安衛則第43条） | 常時使用する労働者 | 雇入れの際 |
| 定期健康診断（安衛則第44条） | 常時使用する労働者 | 1年以内ごとに1回 |
| 特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条） | 労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に常時従事する労働者 | 配置替えの際、6月以内ごとに1回 |
| 海外派遣労働者の健康診断（安衛則第45条の2） | 海外に6ヶ月以上派遣する労働者 | 海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際 |
| 給食従業員の検便（安衛則第47条） | 事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者 | 雇入れの際、配置替えの際 |

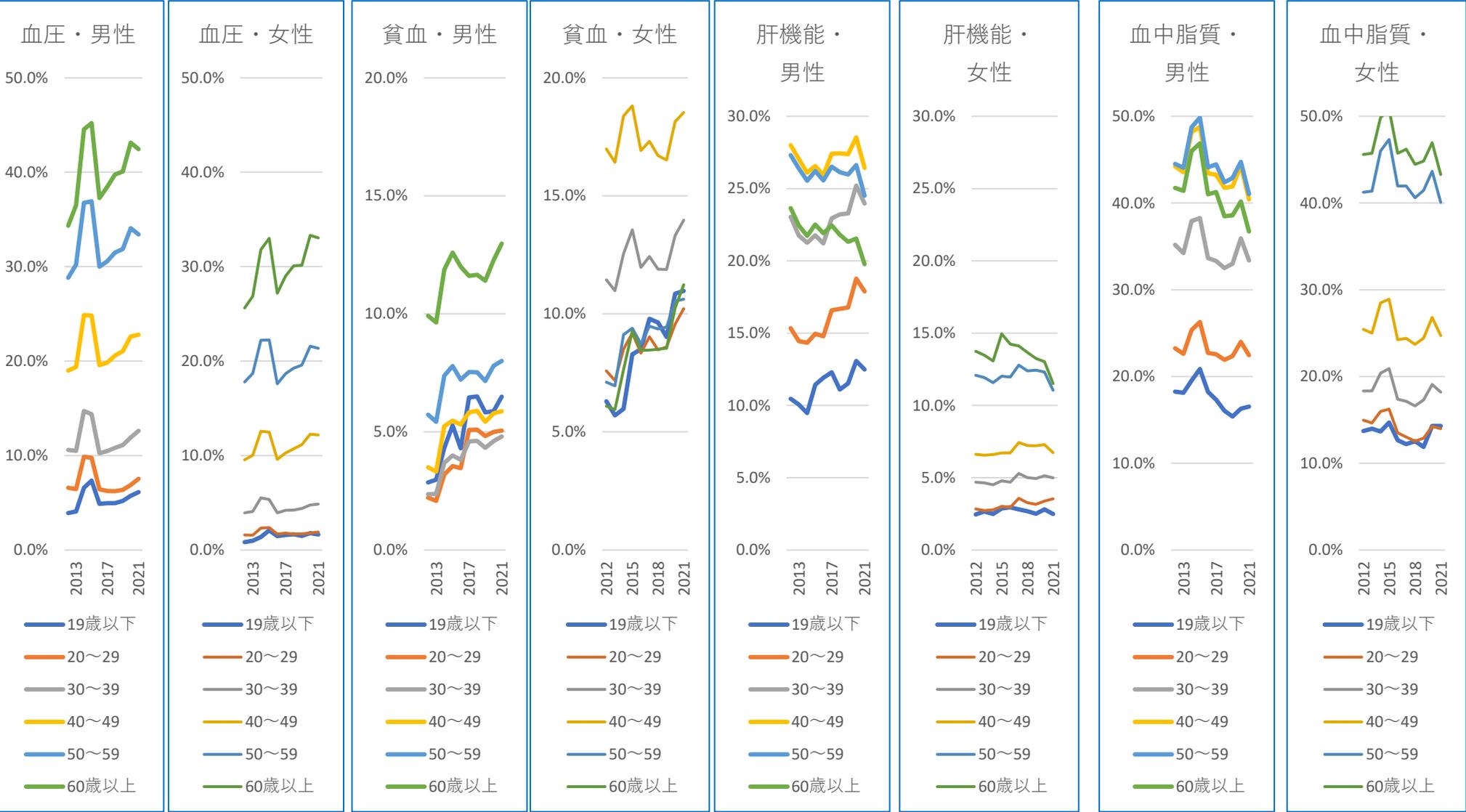
| 健康診断の種類 | 対象となる労働者 |
|----------------|---|
| 特殊健診 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者（有機則第29条） ・鉛業務に常時従事する労働者（鉛則第53条） ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者（四アルキル鉛則第22条） ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者（一部の物質に係る業務に限る）（特化則第39条） ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者（高圧則第38条） ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者（電離則第56条） ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者（除染則第20条） ・石綿等の取扱等に伴い石綿の粉じんを発散する場所に於ける業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことのある在籍労働者（石綿則第40条） |
| じん肺健診 | <ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことのある管理2又は管理3の労働者（じん肺法第3条、第7～10条） |
| 歯科医師による健診 | （歯科医師による健康診断） <ul style="list-style-type: none"> ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者（安衛則第48条） |
| リスクアセスメント対象物健診 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、必要な労働者（安衛則577条の2） ※令和6年4月から施行 |

※その他指導勧奨による健康診断

年齢別・性別の有所見率の推移

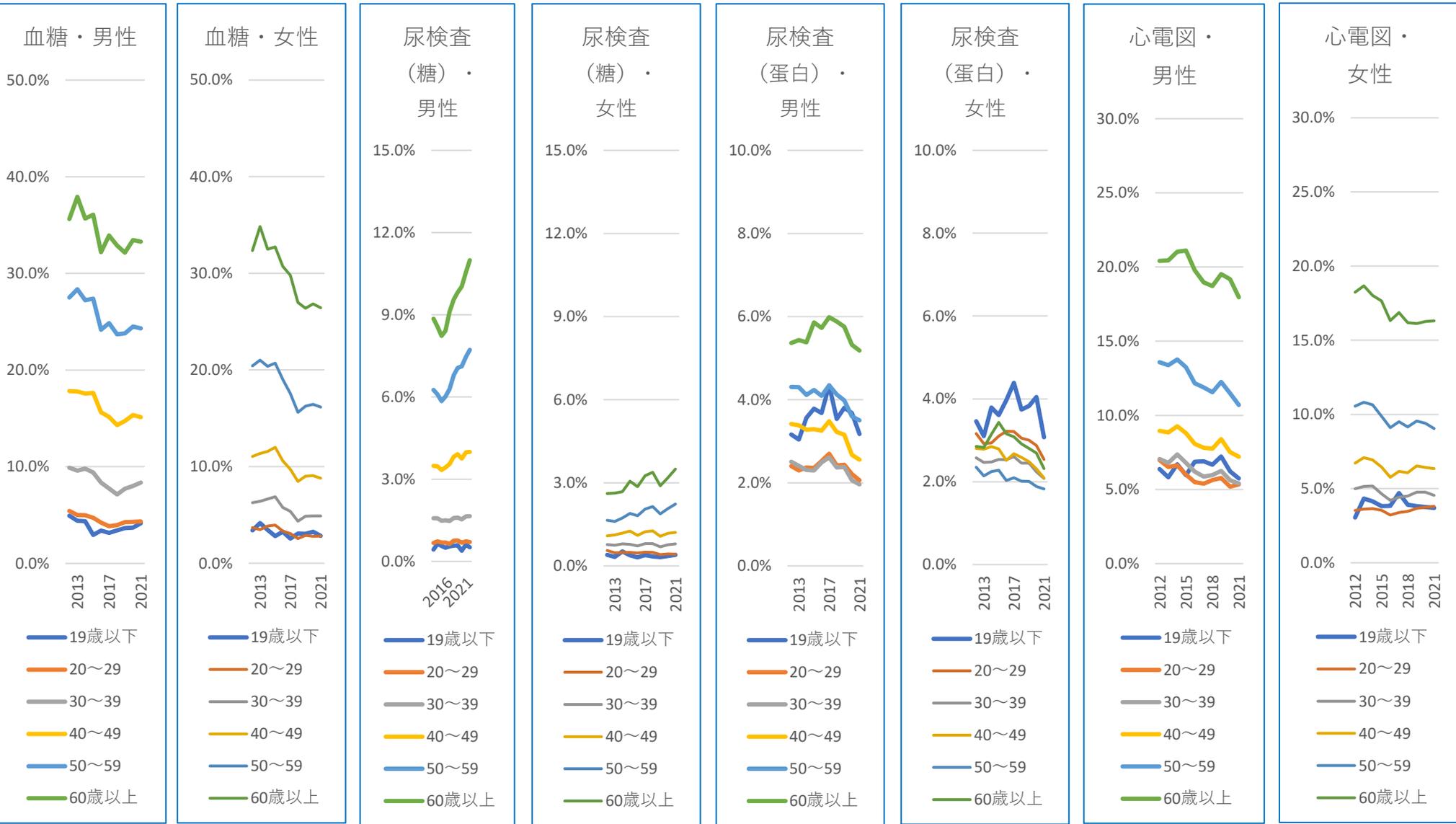


年齢別・性別の有所見率の推移



出典：定期健康診断結果に係る調査分析（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課）

年齢別・性別の有所見率の推移



出典：定期健康診断結果に係る調査分析（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課）

健康診査の満たすべき要件（健康診査等指針）について

第1回 健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関するワーキンググループ

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第242号）において、以下の要件が示されている。

| | | | |
|--------------------------------|------|--|--|
| 健康事象 | (1) | 対象とする健康に関連する事象（以下「健康事象」という。）が 公衆衛生上重要 な課題であること。 | 健診・検診プログラム （教育、検査、診断、事後措置、プログラム管理を含む） |
| | (2) | 対象とする健康事象の機序及び経過が理解されており、当該健康事象が発生する危険性が高い期間が存在し、 検出可能な危険因子及びその指標が存在 すること。 | |
| | (3) | 対象とする健康事象又は検出可能な危険因子に対して 適切な検査及び診断法が存在 し、かつ、科学的知見に基づいた効果的な 治療及び介入を早期に実施することにより、より良好な予後をもたらすことを示す科学的根拠がある こと。 | |
| | (4) | 対象となる健康事象について原則として 無症状 であること。 | |
| 検査 | (5) | 検査の目的と対象集団が明確であり、社会的に妥当な検査であること。 | |
| | (6) | 検査が簡便かつ安全であり、 精度及び有効性が明らかで、適切な基準値 が設定されていること。 | |
| | (7) | 検査を実施可能な体制が整備されていること。 | |
| 事後措置 <small>（治療・介入）</small> | (8) | 事後措置 （健康診査の結果等を踏まえた精密検査、保健指導等をいう。以下同じ。）の対象者の選定及び当該措置の実施方法の設定が科学的根拠に基づきなされていること。 | |
| | (9) | 事後措置を実施可能な保健医療体制が整備されていること。 | |
| | (10) | 健診及び検診に関するプログラム（以下「健診・検診プログラム」という。）は、教育、検査診断及び事後措置を包括し、臨床的、社会的及び倫理的に許容されるものであること。 | |
| | (11) | 健診・検診プログラムは、危険性を最小限にするための質の保証がなされており、起こり得る身体的及び精神的不利益を上回る利益があること。 | |
| | (12) | 健診・検診プログラムの適切な運用（モニタリング、精度管理等を含む。）を実施する体制が整備されていること。 | |
| | (13) | 健診・検診プログラムの 公平性及びアクセス が対象集団全員に対して保証されていること。 | |
| | (14) | 健診・検診プログラムを継続して実施可能な人材及び組織体制が確保されていること。 | |
| | (15) | 健診・検診プログラムの対象者に対し、検査結果及び事後措置に関する科学的根拠に基づく情報が提供され、当該情報を得た上での自己選択及び自律性への配慮がなされていること。 | |
| | (16) | 健診・検診プログラムを実施することによる 死亡率又は有病率の減少効果に関して質の高い科学的根拠がある こと。 | |
| | (17) | 健診・検診プログラムに要する 費用が社会的に妥当 であること。 | |
| | (18) | 健診・検診プログラムに関し、実施頻度、検査感度等に影響を与える検査手法の変更をする場合には、科学的根拠に基づく決定を行うこと。 | |

※分類は、「特定健康診査・特定保健指導の在り方について（これまでの議論の整理）」（平成28年11月8日第8回特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会 参考資料1）に準じて設定